

電力供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 道立公園噴火湾パノラマパークで使用する電力の供給
- (2) 需要場所 別紙1のとおり
- (3) 業種(用途) 官公署

2 仕様

- (1) 電気方式等 別紙1のとおり
 - (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 別紙2のとおり
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 別紙2のとおり(平成31年4月1日～令和2年3月31日)
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見積金額の算定に当たっては、別紙2に記載の「契約電力」及び「予定使用電力量」により1年間の金額を算定すること。
 - ウ 最大需要電力実績 別紙3のとおり
 - エ 使用電力量実績 別紙3のとおり
 - (3) 供給期間
令和2年10月1日から令和4年3月31日まで
 - (4) 需給地点
北海道電力株式会社の電線路または引込線と別紙1に掲げる各施設の電気設備との接続点
 - (5) 電気工作物の財産分界点
北海道電力株式会社の電線路または引込線と別紙1に掲げる各施設の電気設備との接続点(計量器、その付属装置及び電流制限器)
 - (6) 保安上の責任分界点
北海道電力株式会社の電線路または引込線と別紙1に掲げる各施設の電気設備との接続点(計量器、その付属装置及び電流制限器)
- ### 3 その他
- (1) 原則として、入札公告に掲げる供給期間内は同一単価とする。
 - (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、八雲町管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
 - (3) 見積金額の算定に当たっては、本仕様書、別紙1の需給場所一覧表、別紙2の月別予定使用電力量・契約電力量を参考とする。

業務用電力（一般）は、別紙3の最大需要電力量を加味し、力率を100%として、基本料金、夏季（7月1日～9月30日）及びその他季（10月1日～6月30日）の電力量料金の単価を定め、総額を積算するものとする。

従量電灯Cは、基本料金、第1段階、第2段階及び第3段階の電力量料金の単価を定め、総額を積算するものとする。

なお、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととするが、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、北海道電力株式会社の算定方法と同様とする。

(4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力の単位は1kwとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1kwhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。

エ 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

オ 電気料金は、施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨て、別紙1で示した請求区分で請求書を作成し八雲町が指定する提出先に提出するものとする。

(5) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単位、料金等）を速やかに通知するものとする。

(6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。

(7) 予定使用電力量は、あくまで予定であり、使用電力量を保証するものではない。

(8) 受注者が発行する請求書は、毎月、検針結果（使用電力量、料金、契約電力量等）を施設ごとに明示し、一括請求すること。

(9) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。